

2 協議

(1) 令和3年度教育・保育施設の認定こども園への移行について

令和3年度に認定こども園に移行を希望している教育・保育施設及び内容については下記のとおりです。

| 現行（令和2年度） | | | | | 希望内容（令和3年度） | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 施設名 | 教育 | 保育 | | 計 | 施設名 | 教育 | 保育 | | 計 |
| | 1号 3~5歳児 | 2号 3~5歳児 | 3号 0~2歳児 | | | 1号 3~5歳児 | 2号 3~5歳児 | 3号 0~2歳児 | |
| 高隈保育園 | | 27 | 23 | 50 | 高隈保育園 | 5 (+5) | 22 (-5) | 23 (±0) | 50 (±0) |
| 平和保育園 | | 33 | 27 | 60 | 平和保育園 | 10 (+10) | 33 (±0) | 27 (±0) | 70 (+10) |
| 松下幼稚園 | 150 | | | 150 | 松下幼稚園 | 145 (-5) | 12 (+12) | 3 (+3) | 160 (+10) |

➔

| | | | | |
|-------|----|---|---|----|
| 定員増減計 | 10 | 7 | 3 | 20 |
|-------|----|---|---|----|

鹿屋市では、令和3年度から令和7年度の保育所等の定員変更に係る具体的な判断基準については、下記のとおり定めています。上記の3施設は、下記の判断基準に則って、認定こども園へ移行する予定です。

【基準1】 認定こども園への移行について

(1) 幼稚園から認定こども園へ移行する場合

- ① 保育の定員は、10名を上限として移行できるものとする。ただし、1号定員を5名減とした場合は、15名を上限として移行できるものとする。
- ② 教育の定員は、
 - ア 現行の定員数を上限に移行できるものとする。
 - イ 過去1年間の平均入所児童数（以下、平均入所児童数という。前年9月から8月までの1年間とする。）が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

(2) 保育所から認定こども園へ移行する場合

- ① 教育の定員は、10名を上限として移行できるものとする。ただし、2号・3号の定員を5名減とした場合は、15名を上限として移行できるものとする。なお、保育の弾力運用は可能とする。
- ② 国の保育所等整備交付金を活用した保育所が、施設整備を行った後に、教育定員を定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号定員の減は求めないものとする。
- ③ 保育の定員は、
 - ア 現行の定員数を上限に移行できるものとする。
 - イ 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとし、移行後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。